

第3種地域（沿道・市街地ゾーン）

規制方針

良好な幹線沿道及び市街地の景観に資するよう商業系用途地域を指定するほか、国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）並びに市道黒橋八木線及び市道駅前西庄線の沿道を指定する。

対象区域

- ・商業系用途地域
- ・国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から30m以内の区域
- ・主要地方道大津守山近江八幡線（県道26号のうち市街化区域）から30m以内の区域
- ・主要地方道近江八幡守山線（県道48号）から30m以内の区域
- ・市道黒橋八木線及び市道駅前西庄線から50m以内の区域（第1種地域、第2種地域を除く）

申請の要否

自家用広告物 総面積10㎡以下は許可申請不要
 非自家用広告物 表示・掲出できません
 道標・案内図板 すべて許可が必要（屋上広告物は表示・掲出できません。）
 電柱の類を利用する広告物 すべて許可が必要

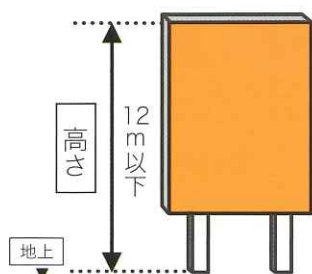
色彩

色彩に係る基準なし

自家用広告物

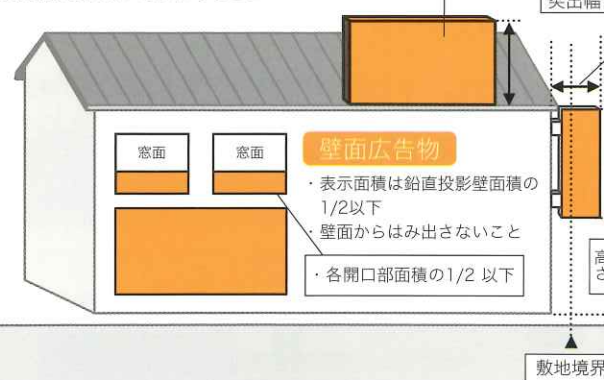
野立広告物

高さ 地上から12m以下
 （商業系用途地域及び国道8号から30m以内の地域については、地上から20m以下）



屋上広告物

- ・高さは建築物等の高さ（塔屋を除く）の2/3以内かつ20m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと
- ・支柱等が見えないようにすること



突出広告物

- ・突出幅 取付壁面から1.5m以下
- ・広告表示板の突出幅は1.0m以下（道路上に突出する場合、道路上への突出幅は1.0m以下）

上端の高さ

- ・取付壁面の高さを超えないこと

下端の高さ

- ・車道上：地上から4.7m以上
- ・歩道上：地上から2.7m以上
- ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない

壁面広告物
 ・表示面積は鉛直投影壁面積の1/2以下
 ・壁面からはみ出さないこと
 ・各開口部面積の1/2以下

高さ

- ・地上から12m以下

電光表示板



- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

可変式照明付き広告物



- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

非自家用広告物（道標・案内図板は除く）

表示・掲出できません。

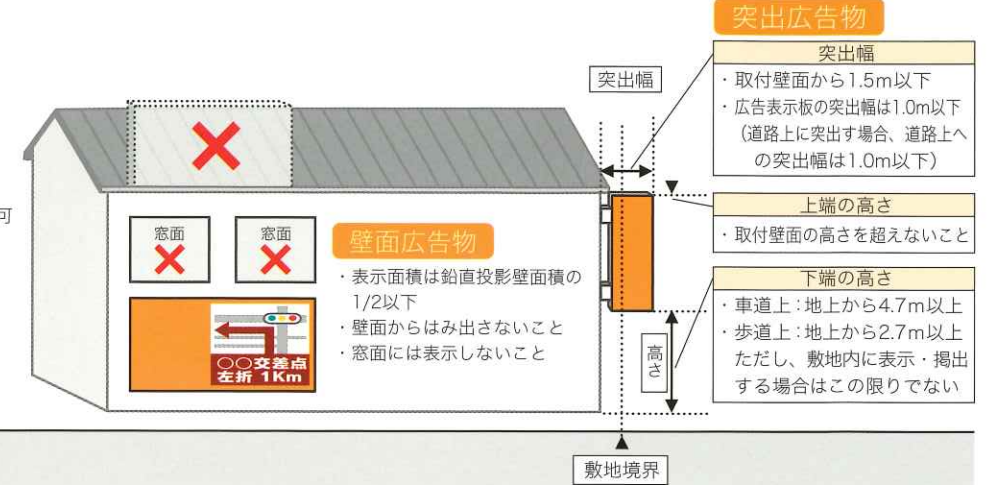
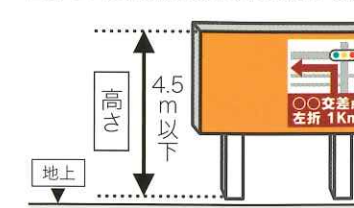
道標・案内図板

- ・地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所など案内の内容の表示部分が表示面積の40%以上を占めること。

野立広告物

表示面積	・片面5㎡以下
高さ	・地上から4.5m以下 （指定道路沿線にあっては道路面から4.5m以下）

- ・同一広告主が複数表示・掲出する場合は200m以上離すこと
- ・国道同士の交差点から30m以内は表示・掲出不可



突出広告物

突出幅

- ・取付壁面から1.5m以下
- ・広告表示板の突出幅は1.0m以下（道路上に突出する場合、道路上への突出幅は1.0m以下）

上端の高さ

- ・取付壁面の高さを超えないこと

下端の高さ

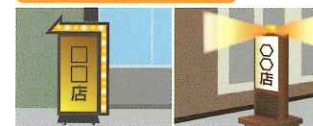
- ・車道上：地上から4.7m以上
- ・歩道上：地上から2.7m以上
- ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない

電光表示板



- ・表示面積は片面2㎡以下
- ・高さは地上から4.5m以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

可変式照明付き広告物



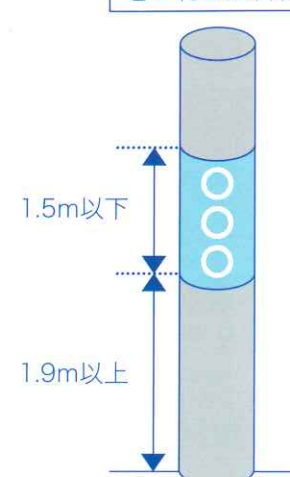
- ・表示面積は片面5㎡以下
- ・高さは地上から4.5m以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

電柱の類を利用する広告物

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

- ・電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
- ・袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
- ・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおり。
- ・電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。

巻き付け広告物



袖付け広告物

